

調理師養成校火災補償プランのご案内

本プランは、調理師養成校（以下、学校）の所有する財物（建物、什器・備品等）が火災や落雷などで損害を被った場合に備えるための補償プランです。なお、今年度も多くの学校のご要望にお応えし、**通常の火災保険では補償の対象とはならない地震による損害等も、特約としてご用意いたしました。**

大地震時における事業継続計画の一助として、是非ご活用くださいますようお願いいたします。

公益社団法人 全国調理師養成施設協会推薦



お問い合わせ・取扱代理店
株式会社 出雲保険（ウェルフェア事業部）

引受保険会社
Chubb 損害保険株式会社（チャブ保険）

※地震による建物損壊等の補償については、建物構造や建築年等によってはご加入いただけない場合もございます。
詳細は取扱代理店である株式会社出雲保険までお問い合わせください。

「調理師養成校火災補償プラン」の概要

本プランは、公益社団法人全国調理師養成施設協会会員の調理師養成校(以下、学校)が所有する建物や什器備品等に対する補償プランです。火災だけでなく、台風などの風災、洪水など下記の事故による損害から、お客さまの建物、動産をお守りします。また、近年メディア等でも取り沙汰されている地震による損壊等に対しても、地震危険補償特約を付帯することで対応可能です。

※地震危険補償特約を付帯しないこともできます。

地震危険補償特約については建物構造や建築年等によってはご加入いただけない場合もございます。

● 保険金のお支払いの対象となる事故



「新価保険特約」をお勧めします。

企業財産総合保険は保険価額(時価額^{※1})を基準として保険金をお支払いしますが、保険金だけでは十分な復旧ができない場合もあります。新価保険特約をセットしてご契約いただいた場合には、再調達価額^{※2}が基準となります。

※1 時価額：再調達価額から使用による消耗分を差し引いた額

※2 再調達価額：保険の対象と同等のものを再築・再取得するのに要する額

この特約の対象は建物および収容される機械設備・什器備品などとなります。(商品・製品等は対象となりません。)

地震危険補償特約

※自己負担額、保険金支払方法等は取扱代理店にお問い合わせください。

事故例

- 大地震の揺れで建物に亀裂が入り、修復が必要になった。
- 大地震によって発生した火災で建物が全焼した。

など



地震危険補償特約について

● 引受基準：下記条件を満たす物件が地震危険補償特約の対象となります

- ① 建物構造が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造などで、木造ではない。
- ② 下層階に柱を支える壁がない構造、建築面積に比して極めて高層なビル等、変則的な建物ではない。
- ③ 1981年(昭和56年)6月1日以降建築の、新耐震基準を満たした建物である。
- ④ 砂地、急斜面、埋立地、海岸沿い(海岸から3キロ以内)の建物ではない。

● 契約方式：契約方式には、A. 支払限度額方式とB. 縮小支払方式があります

A. 支払限度額方式

設定された支払限度額まで、損害額から控除額を差し引いた額を保険金として支払う方式です。

一定の支払限度額まで地震損害を実損で支払う「実損てん補方式」です。

控除額は個別に設定いたします。

【お支払い例】保険金額：5億円／支払限度額：1億5,000万円／控除額：2,500万円の場合

〈ケース1〉地震により1億円の損害が出た場合

1億円[損害額] - 2,500万円[控除額] = 7,500万円

支払額：7,500万円

〈ケース2〉地震により2億円の損害が出た場合

2億円[損害額] - 2,500万円[控除額] = 1億7,500万円

*支払限度額
1億5,000万円のため 支払額：1億5,000万円

B. 縮小支払方式

実際に発生した損害額から控除額を差し引いた額に、あらかじめ約定した一定の縮小割合(縮小率：%)を乗じた額を保険金として支払う契約方式です。控除額は10万円となります。

【お支払い例】保険金額：5億円／縮小率：30％／控除額：10万円の場合

地震により1億円の損害が出た場合

(1億円[損害額] - 10万円[控除額]) × 縮小率30% = 2,997万円

支払額：2,997万円

補償条件についてはご要望に応じて変更可能ですので、詳細な補償内容と合わせて取扱代理店までお問い合わせください。
また、ご希望通りの補償額をご提供できない場合もありますのでご了承ください。

その他の企業財産総合保険の主な特長

● 企業財産総合保険では全物件付保で追加物件も自動補償します

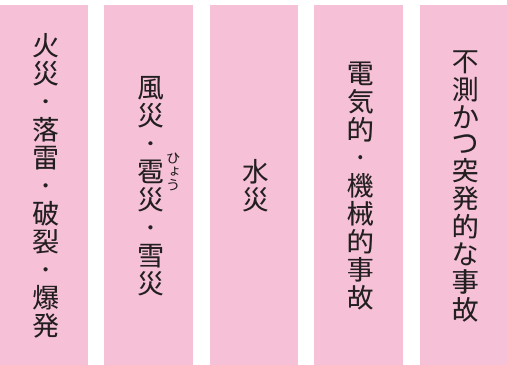
この商品のメリットである全物件付保方式でご契約の場合には、日本国内に複数の敷地が所在していても、すべての敷地の全物件がカバーされるため、1つの証券で契約の一括管理ができます。また、保険期間中の追加物件も自動補償されますので補償の付保もれを防ぎます。※ ※自動補償の適用には一定の条件があります。
さらに、全物件付保方式割引の適用により、財物について、職作業を問わず10%の割引が適用されます。



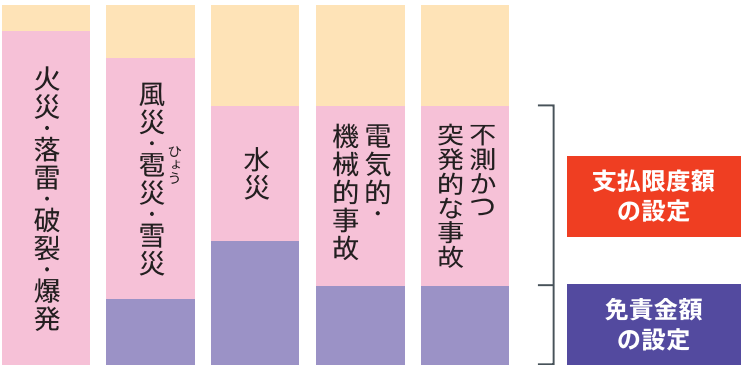
● 企業財産総合保険ではリスクに合わせた最適な保険設計ができます

- リスクに合わせて支払限度額の設定、免責金額の設定が可能です。
- 補償危険の選択により合理的な保険の設計が可能です。

支払限度額・免責金額を設定しない場合



損害の種類により支払限度額・免責金額を設定する場合



※指定された条件によっては、保険料削減の効果がでない場合もあります。

保険の対象と保険金額 (ご契約金額)

● 保険の対象となるもの

財物補償条項
保険証券記載の日本国内に所在する以下のもの
① 建物 ② 屋外設備・装置 ③ 機械設備、什器備品 ④ 商品、製品・半製品、原材料等

● 保険の対象とならない主なもの

- ① 個人が所有する居住専用建物 ② 家財 など

● 明記することで保険の対象となる主なもの

- ① 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ② 自動車 (道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 第 2 条 (定義) 第 2 項に定める自動車をいい、同条第 3 項に定める原動機付自転車は含みません。)
- ③ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物

- ④ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型（ひながた）、鋳型（いがた）、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
 ⑥ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されるプログラム、データその他これらに準ずるもの

● 保険金額

財物補償条項

保険の対象（建物、機械、什器、商品など）のそれぞれに保険金額を設定してご契約ください。保険金額は保険の対象の価額（時価額）いっばいに設定してください。保険金額が時価額に満たない場合には、お支払いする保険金が損害額より少なくなる場合があります。

企業財産総合保険の概要

補償の範囲		保険金のお支払い方法											
財物補償	損害保険金	① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災・雹災（ひょうさい）・雪災^{（注1）} ③ 水災 ④ 電氣的・機械的事故 ⑤ ①～④以外の不測かつ突発的な事故 $\left(\text{損害額} - \text{免責金額}^{\text{（注2）}} \right) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} = \text{損害保険金}^{\text{（注3）}}$ 注1：損害額が20万円以上の場合が損害保険金支払いの条件となります。 注2：免責金額を設定された場合はその金額を、設定されていない場合は契約条件書に記載の最低免責金額が適用されます。 注3：支払限度額を設定された場合は、その金額を限度とします。											
	費用保険金	(1) 臨時費用保険金	①～⑤の事故により損害保険金が支払われるとき 損害保険金 × 30％（1事故、1敷地内につき500万円限度） ただし、臨時費用保険金補償変更特約が付帯される場合には以下の計算式によってお支払いします。損害保険金 × 支払割合 10％（1事故、1敷地内につき100万円限度）										
		(2) 残存物取片づけ費用保険金	①～⑤の事故により損害保険金が支払われるとき 実費（損害保険金 × 10％が限度）										
		(3) 失火見舞費用保険金	火災、破裂・爆発により第三者の所有物を滅失、損傷、汚損させたとき 被災世帯 × 20万円（1事故につき保険金額 [※] の20％相当額限度） ※ 保険金額が保険価額を超えた場合は保険価額とします。										
		(4) 地震火災費用保険金	地震、噴火またはこれらの津波により、保険の対象に以下の損害が生じたとき <table><tr><td>建物のご契約</td><td>建物が半焼以上となったとき</td><td>建物の保険金額[※] × 5％</td></tr><tr><td>屋外設備・装置のご契約</td><td>屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき</td><td>屋外設備・装置の保険金額[※] × 5％</td></tr><tr><td>動産のご契約</td><td>動産を収容する建物が半焼以上となったとき、または動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき</td><td>動産の保険金額[※] × 5％</td></tr></table> （1事故、1敷地内につき工場物件以外は300万円限度、工場物件は2,000万円限度） ※ 保険金額が保険価額を超えた場合は保険価額とします。		建物のご契約	建物が半焼以上となったとき	建物の保険金額 [※] × 5％	屋外設備・装置のご契約	屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき	屋外設備・装置の保険金額 [※] × 5％	動産のご契約	動産を収容する建物が半焼以上となったとき、または動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき	動産の保険金額 [※] × 5％
		建物のご契約	建物が半焼以上となったとき	建物の保険金額 [※] × 5％									
屋外設備・装置のご契約	屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき	屋外設備・装置の保険金額 [※] × 5％											
動産のご契約	動産を収容する建物が半焼以上となったとき、または動産を収容する屋外設備・装置の火災による損害の額が保険価額の50％以上となったとき	動産の保険金額 [※] × 5％											
(5) 修理付帯費用保険金	①～⑤の事故により損害が生じ、復旧に当たり弊社の承認を得て必要かつ有用な費用を支出したとき 実費（1事故、1敷地内につき保険金額 [※] の30％または5,000万円のいずれか低い額限度） ※ 保険金額が保険価額を超えた場合は保険価額とします。												
その他	損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発の事故で損害の発生および拡大の防止のために要した費用のうち、弊社が必要または有益と認めた費用をお支払いします。 実費（損害保険金と合算して財物の保険金額限度）											

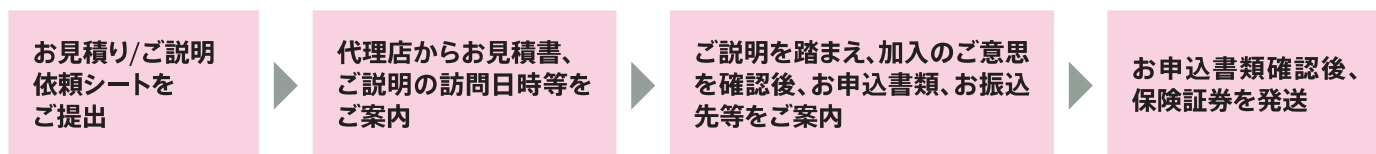
※ 本商品はカスタムメイド型商品であるため、各種補償対象外特約等を付帯した場合には、上記にかかわらず、保険金のお支払い対象とならない場合があります。詳細は契約条件書にてご確認ください。各物件の種別や契約条件書記載の内容につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害	① 保険契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ② 公共団体の公権力の行使。(ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。) ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故	
電氣的・機械的事故または不測かつ突発的な事故により生じた損害	① 保険の対象の瑕疵もしくは欠陥による事故 ② 腐食、さび、浸食もしくはキャビテーションの損害またはこれらに起因してその部分に生じた損害 ③ 摩滅、消耗、劣化またはボイラスケールが進行した結果、その部分に生じた損害	など
不測かつ突発的な事故により生じた損害	① 保険の対象の欠陥によって生じた損害 ② 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ③ 詐欺または横領によって生じた損害 ④ 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調もしくは機能停止によって生じた損害 ⑤ 万引き等によって生じた損害、および検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害、受け渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害 ⑥ 保険の対象に生じた汚損、擦損、塗料のはがれその他単なる外形上の損傷であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 ⑦ 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害 ⑧ 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化 ⑨ 保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩ 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害 ⑪ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ⑫ 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害	など

● お申し込みの流れ

お申込の手順は下記ようになります。本パンフレットをご覧いただき、ご加入をご検討の方は、別紙の「お見積／ご説明依頼シート」を取扱代理店である株式会社出雲保険へFAXしてください。



※お見積り / ご説明依頼シート内の情報に変更が生じた場合は、取扱代理店である株式会社出雲保険 (FAX 03-5332-3961) へご連絡ください。

万一、事故が発生した場合には…

直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。

チャブ保険にて事故報告を受け付けた後は、チャブ保険の損害調査の専門スタッフが対応いたします。

* このパンフレットは企業財産総合保険およびその特約のあらましを説明したものです。詳しくは取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

* ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」と「約款」をご覧ください。

* 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立した契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

株式会社出雲保険 ウェルフェア事業部
 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-6-16 ユニオンビル 5F
 TEL 03-6205-9581 FAX 03-6205-9582
<http://www.izumo.co.jp>
 E-mail: izumo@izumo.co.jp

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険) 東京支店
 〒141-8679 東京都品川区北品川 6-7-29
 ガーデンシティ品川御殿山
 TEL 03-6364-7070 (代)
www.chubb.com/jp

CHUBB®

2025年1月版
CL252057